

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

制限付一般競争入札について

下水道施設等の工事立会及び設計等並びに工事監督支援業務について制限付一般競争入札により契約を締結するので、姫路市上下水道局契約規程（令和4年姫路市上下水道局管理規程第7号）第2条の規定によりその例によることとされた姫路市契約規則（昭和62年規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 下水道施設等の工事立会及び設計等並びに工事監督支援業務（以下「本業務」という。）
- (2) 履行場所 姫路市内（工事立会については揖保川処理区を除く）
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 業務概要

(1) 業務目的

本業務は、姫路市上下水道局下水道部下水道管理センター（以下「下水道管理センター」という。）が所管する、他工事に伴い支障となる下水道施設等の現地調査・工事立会及び工事発注に必要な図面・数量総括表（数量計算書）等の作成支援並びに工事監督を行うものであり、監督員を支援し、下水道管理センターにおける工事発注の円滑化を図るとともに、円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

(2) 業務の内容

本業務は、工事ごとに次のアからエまでに掲げる業務を履行期間を通じて行うものである。また、この業務については、工事ごとの指示により協議及び打合せの上実施するものであり、指示は発注者から受注者に対して履行期限を付して行われるものである。

なお、指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、業務を実施する担当技術者は、管理技術者の管理下において作業を行うものとする。

ア 工事立会支援業務

- (ア) 他工事に伴い支障となる下水道施設等の現地調査及び工事立会（揖保川処理区を除く）

（下水道本管・マンホール・公共柵等の調査等）

イ 設計等支援業務

工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

ウ 工事監督支援業務

- (ア) 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等
- (イ) 請負工事の施工状況の照合等
- (ウ) 地元及び関係機関との協議及び調整に必要な資料の作成

エ その他

(ア) アからウまでの業務において、発注者に対する技術的助言、提案等

(イ) アからウまでの業務において、工事契約上重大な事案等が発見された場合の報告、災害発生時及びそのおそれがある場合など緊急時の情報の収集等

(3) 業務の量

工事立会支援業務の件数は120件程度、設計等支援業務の件数は110件程度、工事監督支援業務は120件程度を予定している。

詳細については、別紙「業務ボリュームの参考資料」を参照すること。

(4) 本業務の契約約款及び設計図書は、別に示すとおりとする。

(5) 入札手続等担当部局

〒672-8079 姫路市飾磨区今在家1351-22

姫路市上下水道局下水道部下水道管理センター

電話 079-234-3507

FAX 079-234-5604

3 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 姫路市上下水道局入札参加資格制限基準（令和4年4月1日制定）第1項の規定によりその例によることとされた姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。以下「入札制限基準」という。）に該当しない者であること。

(2) 姫路市上下水道局が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和4年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第2条の規定によりその例によることとされた姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定）第3条各号に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者であること。

(3) 姫路市上下水道局競争入札の参加資格等について（令和4年姫路市上下水道局告示第3号）第3項の規定によりその例によることとされた競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項に規定する業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「各種調査計測」の詳細業種「測量関係」及び「土木コンサル関係」の両業種において、競争入札に参加する資格を有する者

イ 法人にあっては入札公告日の前日において本店等（法人にあっては主たる営業機能を有する本店、個人にあっては主たる事業所をいう。以下同じ。）が姫路市内にある者、個人にあっては入札公告日の前日において住所及び本店等が姫路市内にある者

ウ 法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者。個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条の規定による納税の猶与を受けている場合は、当該猶与以外に国税の滞納がない者。地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収猶与を受けている場合は、当該猶与以外に姫路市税に滞納がない者）

エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者

(ア) 姫路市上下水道局指名停止等措置要綱（令和4年4月1日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

(イ) 指名停止等措置要綱第3条第1項の規定によりその例によることとされた姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）第2条に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者

キ 入札に参加しようとする者の間に次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する関係がない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

a 組合とその組合員

b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

(4) 次の全てに該当する者であること。

ア 中立公平性に関する要件

本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に工期がある上下水道局の発注工事（市の発注工事を除く。以下同じ。）に参加している者及びその発注工事に参加している者と次の(ア)又は(イ)に該当する関係がない者であること。

なお、発注工事に参加している者とは、当該工事を受注している者及び当該工事の下請け（測量及び地質調査業務を含む。）をしている者をいう。ただし、本業務の契約日までに下請契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

(ア) 資本関係

一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合

(イ) 人的関係

一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合

イ 業務実施体制に関する要件

(ア) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

(イ) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

ウ 業務実績に関する要件

平成28年度以降に完了した同種業務（令和7年度完了予定業務を含む。以下同じ。）において、1件以上の元請実績を有すること。

※同種業務とは、国等が発注した土木工事に関する発注者支援業務をいう。以下同じ。

※国等とは、国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）又は公益法人（注4）をいう。以下同じ。

注1）特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、改正前の同令附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む。）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人をいう。

注2）地方公共団体とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

注3）地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」及び地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注4）公益法人とは、次の者をいう。

一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人及び公益社

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人

- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）

(5) 配置予定管理技術者について、次の要件を満たす者としていること。

ア 配置予定管理技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- (ア) 一級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者
(イ) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者
(ウ) 発注者が上記の(ア)又は(イ)と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認められた者

イ 配置予定管理技術者に必要とされる同種業務又は類似業務の実績

平成28年度以降に完了した同種業務又は類似業務（令和7年度完了予定業務を含む。以下同じ。）において、1件以上の実績を有すること（照査技術者として従事した業務は実績として認めない。）。

※類似業務とは、国等が発注した土木設計における概略・予備・詳細設計業務及び土木工事における監理技術者の業務をいう。以下同じ。

ウ 直接的雇用関係

本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）は、本業務の受注者（参加希望者）と直接的雇用関係がなければならない。

なお、受注者（参加希望者）と直接的雇用関係にあることを証明する資料（社会保険証の写し等）を添付すること。

(6) 配置予定担当技術者について、次のいずれかの資格等を有する者としていること。

ア 二級土木施工管理技士の資格を有する者

イ 発注者がアと同等以上の知識及び技術又は、技能を有すると認められた者

4 入札参加申込及び入札参加資格の審査

(1) 参加希望者は、次に掲げる書類（以下「制限付一般競争入札参加申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、期限までに制限付き一般競争入札参加申込書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書兼参加資格審査申請書

イ 誓約書（様式—1）

ウ 企業の業務実績（様式—2）

エ 配置予定管理技術者の経歴等（様式—3）

オ 配置予定管理技術者の同種業務又は類似業務実績（様式—4）

カ 配置予定担当技術者の資格等（様式—5）

キ 業務実施体制（様式—6）

(2) 制限付一般競争入札参加申込書等を配布する期間及び場所

配布期間	公告の日から令和8年（2026年）3月9日まで
配布場所	姫路市ホームページで提供 (https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000032806.html)

(3) 入札参加申込みの期間等

提出期間	令和8年2月25日から同年3月9日まで (姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。） 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
提出場所	姫路市飾磨区今在家1351番地22 姫路市上下水道局下水道部下水道管理センター（中部析水苑）

(4) 姫路市は提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果を令和8年3月10日を目途に発送する制限付一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

(5) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

(6) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について姫路市に対し説明を求めることができる。その場合には、令和8年3月16日午後5時までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由請求を書面にて、下水道管理センターに提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し速やかに回答する。

5 設計図書について

(1) 設計図書の配布期間及び場所

配布期間	公告の日から令和8年3月9日まで
配布場所	姫路市ホームページで提供 (https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000032806.html)

6 質疑

設計図書に関して質問しようとするときは、令和8年3月16日午後3時までに、別に指定する質疑書に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。回答は、令和8年3月18日午前9時30分から次の姫路市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容が制限付一般競争入札参加申込書等に関する場合は回答しないことがある。また、質問の内容に参加希望者を特定することができる記載があるときは、回答しない。

送信先	gkcenter@city.himeji.hyogo.jp
質問回答を示す場所	姫路市ホームページに掲載する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000032806.html)

7 入札の方法等

(1) 入札書は指定する様式を使用すること。

- (2) 本入札には、最低制限価格を設定している。
- (3) 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状を入札書と同封すること。
- (4) 入札を辞退する場合は、事前に理由を付した辞退届を下水道管理センターに提出すること。
- (5) 本案件は電子契約対象外です。

8 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和8年（2026年）3月25日 午前10時00分
入札及び開札の場所	姫路市上下水道局下水道部下水道管理センター（中部析水苑） 3階会議室

9 入札に関する条件等

- (1) 入札書に記入する金額は、千円単位とすること。
- (2) 入札及び開札には必ず出席すること。郵便による入札及び電話による入札は認めない。
- (3) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (4) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

10 入札の無効に関する事項

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。
 - ア 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した競争参加資格確認申請書等により入札参加を認められた者がした入札、無効の競争参加資格確認申請書等を提出した者のした入札その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
 - ウ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - エ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
 - オ 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）を下回る金額の入札
 - カ 再度入札における入札金額が、初回の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札
 - キ 入札書に記名押印のない入札
 - ク 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
 - ケ 金額を訂正した入札
 - コ 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
 - サ 第9項第1号及び第2号に規定する入札に関する条件等に違反する入札
- (2) 第3項第3号カに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

11 入札保証金、契約保証金等に関する事項

- (2) 入札保証金については、規則第5条第1項第4号の規定により免除する。

(2) 契約保証金については、規則第29条の規定を適用する。

1.2 落札者の決定

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）以内かつ最低制限価格以上の入札を行った者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不相当であるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することは出来ない。

1.3 再度入札に関する事項

- (1) 再度入札の回数は2回とし、初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者、無効とされた者及び最低制限価格を下回った者は、参加できない。

1.4 配置予定技術者について

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの姫路市の了解を得なければならない。
- (2) 入札参加申込後、入札までの間に配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札を辞退すること。

1.5 その他

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、制限付一般競争入札参加申込書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (2) 落札候補者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 制限付一般競争入札参加申込書等の提出後においては、原則として制限付一般競争入札参加申込書等に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を姫路市上下水道事業管理者に提出しなければならない。
- (6) 本業務を受注した者（以下「受注者」という。）は、本業務の履行期間中は、姫路市上下水道局の発注工事（本業務の担当技術者を派遣している者及び出向を受けている者（以下「派遣元等」という。）並びに受注者並びに派遣元等と資本面・人事面で関係がある者が受注した、本業務履行期間中に工期のある姫路市上下水道局の発注工事を含む。）に参加することができない。

なお、「参加」とは、姫路市上下水道局の発注工事を受注すること及び姫路市上下水道局の発注工事の下請け（測量及び地質調査業務を含む。）となることをいい、「資本

面・人事面で関係がある」とは、次のア又はイに該当することをいう。

ア 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、
又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合

イ 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている
場合

- (7) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）
に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (8) 予定価格及び最低制限価格は、非公表とする。
- (9) 現場説明会は、行わない。
- (10) 本業務に係る令和8年度予算が成立していない場合は、落札決定を行わず、契約を締結
しないことがある。

別紙

業務ボリュームの参考資料

1 令和9年3月31日までの参考ボリューム

下水道管理センター 他工事立会件数（令和7年度発注）

工事立会件数
120

下水道管理センター 工事件数（令和7年度実績）

契約金額	工事件数
200万円未満	110

下水道管理センター 工事監督件数（令和7年度実績）

契約金額	工事件数
200万円未満	110
200万円以上500万円未満	0
500万円以上1千万円未満	2
1千万円以上2千万円未満	4
2千万円以上3千万円未満	2
3千万円以上4千万円未満	0
4千万円以上5千万円未満	0
5千万円以上6千万円未満	0
6千万円以上8千万円未満	0
8千万円以上1億円未満	0
1億円以上2億円未満	2
計	120